

議案第8号

令和6年度水戸市教育行政方針について

令和6年度水戸市教育行政方針について、別紙のとおり決定する。

令和6年3月22日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

別紙

令和6年度水戸市教育行政方針

本市の教育行政の推進に当たっては、生命・人権尊重の精神を基盤として、知性にとみ、心身ともに健全で、調和のとれた人間の形成を目指し、水戸市教育施策大綱に掲げる基本理念「水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成」のもと、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育の推進に努める。

また、よりよい教育環境の中で、家庭、地域、学校など、社会全体の連携を強化し、未来をリードする子どもの健やかな成長を図るとともに、誰もが生涯を通じて学習できる環境づくりを行い、地域の教育力の向上と地域コミュニティ活動の活性化を図り、地域社会を牽引し、国際社会で活躍できる人材の育成を目指す。

基本的方向1 子どもをしっかりと育てる環境づくりの推進

未来をリードする子どもを健やかで心豊かに育てるため、家庭、地域、学校等が連携、協力し、それぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもをしっかりと育てる体制づくりに努める。

また、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校^{※1}が互いに連携を深めながら、社会で自立して生きるための基礎を育み、子どもの健やかな成長、発達の支援に努める。

基本目標1 人間としての基礎を育む家庭づくり

家庭において、親子などの深い情愛をもったふれあいを通して、社会的なマナーを身につけ、豊かな情操等を育めるよう、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上を図る。

1 家庭の教育力の向上

市民センターや学校、保育所等と連携しながら、子どもの発達段階に応じた学習機会を幅広く提供するとともに、支援を必要とする家庭に対し、個に寄り添った相談対応や情報提供を行うなど、家庭教育を支援するための取組の充実に努める。

【目標指標】

訪問型家庭教育支援事業（学校等と連携したアウトリーチ型支援）訪問世帯 90件

【主な施策】

施策	主な内容
基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせるための家庭教育への支援	・学校（園）と家庭、地域との連携強化 ・学習習慣確立のための家庭への啓発事業 ・家庭教育講座等の充実 ・訪問型家庭教育支援事業の拡充

※1 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含むものとする。

基本目標2 安心で安全な地域づくり

地域住民によるボランティア活動等を通して、地域で子どもを守り育てる体制づくりに努めるとともに、放課後を含めて、安心して過ごせる環境を整備する。

1 地域で子どもを見守る体制づくりの推進

子どもたちが安全、安心な学校生活を送るため、警察、PTA、地域ボランティア等の関係機関・団体と、より一層の連携を図りながら、登下校時の安全対策や不審者対策など、地域ぐるみの学校安全対策の強化に努める。

また、地域人材の活用や地域住民によるボランティア活動等を通して、学校や子どもを支援する取組を推進するなど、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を育む体制づくりに努める。

【目標指標】

通学路安全対策（ハード事業）の実施 25 か所

【主な施策】

施策	主な内容
安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・登下校時における安全対策の充実(通学路安全対策, スクールガード活動の促進等)・安全対策情報(不審者等の情報)の公開・学校施設内の防犯カメラの設置・更新
地域の教育力の活用	<ul style="list-style-type: none">・地域人材の活用(ゲストティーチャー, スクールボランティア等)・大学等と連携した学校行事や学習の支援・地域スポーツ・文化クラブ活動の推進(部活動改革)

基本目標3 子どもをしっかりと育てる学校づくり

子どもの心身の健やかな成長と発達を支援するため、安全で快適な教育環境の整備に努めるとともに、人間形成の上で重要な幼児期の教育を基盤として、地域の理解と参画を得ながら、より質の高い学校教育を推進する。さらに、中核市としての特色を生かした研修を実施し、教員の指導力や資質の向上を図るとともに、誇りや生きがいをもって子ども一人一人と確実に向き合える環境を整える。

1 幼児教育の充実

幼児教育においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、子どもの心身の発達や特性を考慮し、健全な発達に適した教育環境の整備を図り、「遊び」を中心とした人との関わりや心身の健全な発達に資する総合的な指導に努める。

また、全ての就学前の子どもが分け隔てなく健やかに育つ環境を整備するため、私立等も含めた幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等で組織する「幼児教育と小学校教育の接続のための協議会」において、連携を深めるとともに、職員の資質向上を目指した諸施策を推進し、発達や学びの連続性を踏まえた円滑な小学校教育との接続に努める。

【目標指標】

幼児教育と小学校教育の接続のための協議会の参加率 70.0%

【主な施策】

施策	主な内容
幼児教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・小学校への円滑な接続（幼児教育と小学校教育の接続のための協議会における研修や情報の共有、小学校への接続のためのカリキュラム「アプローチ・スタートカリキュラム」の実施）・英語遊びの実施・幼稚園等への訪問指導の充実

2 教育環境の整備、充実

子どもが安全かつ快適な環境で過ごすことができるよう、長寿命化改良事業や屋内運動場空調設備整備事業をはじめとする学校施設の整備を推進するなど、教育環境の充実に努める。

【目標指標】

長寿命化改良工事完了 校舎1校

[主な施策]

施 策	主な内容
学校施設の整備，充実	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化改良事業の推進（工事：石川小学校校舎，寿小中学校校舎，妻里小学校校舎，設計：緑岡小学校校舎） ・校舎増築事業の推進（工事：酒門小学校，設計：第四中学校） ・学校施設の緊急安全対策の推進 ・学校施設のバリアフリー化の推進 ・新^{*2} 屋内運動場空調設備整備事業の推進（基本計画） ・学校給食施設設備の整備，充実（厨房機器等の計画的な更新）

3 地域とともにある特色ある学校づくり

子どもの教育活動や学校運営に関する情報を家庭や地域に公表するとともに，学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の円滑な運営により，保護者や地域住民等の理解と参画を得ながら，家庭，地域との連携のもと，地域とともにある特色ある学校づくりに努める。

また，市民センターに地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を持たせ，学校運営協議会で協議された課題の解決や提案の実現を図る地域学校協働活動を進め，学校を核とした地域づくりに努める。

各中学校区における教育活動を推進するため，各中学校区が掲げる小中一貫グランドデザインに基づき，系統的・継続的な教育の充実に努めるとともに，少人数での教育のよさを生かした小規模特認校において，英語教育，理科・環境教育など，学校の特色を生かした教育を推進する。

[目標指標]

学校運営協議会による学校の課題解決に向けた協働活動の年1回以上の実施
全小中学校（48校）

[主な施策]

施 策	主な内容
地域住民の学校運営への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動の充実（学校の課題解決に向けた協働活動の実施） ・地域学校協働活動の段階的な推進
学校への理解を深めるための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページ等を活用した身近な情報の発信 ・「学校へようこそ」等の実施による学校公開
小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育の推進（9年間を見通した教育課程の編成，小学校等における教科担任制の推進） ・「水戸まごころタイム」の充実 ・各中学校区における小中一貫グランドデザインの推進

学校の特色を生かした教育の推進	・特色ある学校づくりの推進（小規模特認校制度等）
-----------------	--------------------------

4 健やかな心と体の育成

子どもがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己を見つめ、人間としての生き方について考えを深める学習を通して、健やかな心を育成する。

また、子どもの健康の保持・増進と体力の向上を図るため、発達段階や系統性を踏まえながら、生涯にわたって運動に親しむことができる資質や能力の向上に取り組むとともに、定期健康診断等による疾病、異常等の早期発見に努める。

さらに、学校給食を活用した食育の拠点である学校給食共同調理場等において、安全・安心で栄養バランスに優れた給食を提供することはもとより、子どもの望ましい食習慣の形成に向け、研修会を開催するなど、児童生徒をはじめ、広く市民に開かれた食育活動に取り組むとともに、地場産物の活用や大学との連携事業等による食育の推進に努める。

【目標指標】

体力テストA+Bの割合 県平均以上

【主な施策】

施策	主な内容
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・重点内容項目を明確にした道徳授業の実施 ・「道徳 まごころ」の活用
体力・運動能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・体力アップ推進プランに基づく取組の推進 ・学校外プール施設を活用した水泳授業の実施
学校保健・安全の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の健康保持・増進（小児生活習慣病予防健診，中学生ピロリ菌検査，各種健康診断の実施） ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策の推進 ・性教育，健康教育（喫煙，飲酒，薬物乱用の防止，生活習慣病，がんの予防）の推進 ・避難訓練の実施
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の充実（有機農産物を含む地場産物の活用拡大，大学との連携，食育講演会の開催，学校給食共同調理場の活用等） ・安全で安心な学校給食の提供（衛生管理の徹底，食物アレルギーへの対応等）

5 指導・相談体制の充実

問題行動等生徒指導上の諸課題については、家庭、地域、学校、関係機関と連携、協力しながら、適切な指導を行うなど、子どもが社会の一員として生きる基盤を育てる学校づくりを推進する。

また、不登校の未然防止に向け、一人一人の考えを尊重し、互いの良さを認め合う意識の醸成や集団づくりを進めることで、安心して通える魅力ある学校を目指すとともに、子どもの社会的自立に向け、学校及び学校外の専門機関等と連携を図りながら、多様な学びの場の提供や相談体制を強化するなど、一人一人に寄り添いながら、個々の状況に応じた支援に努める。

さらに、特別な教育的支援を必要とする子どもが、その必要とする支援や発達段階等に応じた適切な教育を受けることができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた就学相談体制や指導の充実に努める。

【目標指標】

学校及び学校外の専門機関等とつながっていない不登校児童生徒 ゼロ

【主な施策】

施策	主な内容
生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 不登校の早期発見・早期対応・ 新 1人1台端末を活用した心の健康観察の実施（教育ダッシュボードによるデータの可視化）・ 来所相談，電話相談，教育支援センター（教育相談室・うめの香ひろば）における援助指導等の充実・ 学校における相談体制の充実（スクールカウンセラー，心の教室相談員の活用促進等）・ 家庭的な問題を抱える児童生徒に対する教育・福祉両面からの専門的支援の充実（スクールソーシャルワーカーの活用促進）・ 新 全中学校における校内フリースクール等の設置・ 新 民間フリースクール等と連携した支援
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 特別支援教育支援員の配置，特別支援教育コーディネーターを中心とした校内相談等の体制の充実・ 特別支援教育専門員による教職員や保護者に対する専門的な助言・相談体制の充実・ 早期支援体制，就学相談体制の充実（新 心理検査の専門性を有する調査員の配置，こども発達支援センター等との連携強化）

6 教職員の資質能力の向上・働き方改革の推進

質の高い教育を提供するため、中核市として本市の実情に合ったよりきめ細かな研修等を通して、使命感の醸成や実践的指導力の育成、高度な専門的知識の習得など、さらなる教職員の資質能力の向上に努めるとともに、教育会との連携による研究事業の推進や、訪問指導の充実に努める。

また、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、教職員の働き方改革基本方針に基づき、業務改善に取り組むとともに、教職員の意識改革を推進するなど、長時間勤務の縮減に努める。

【目標指標】

月あたりの時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員数の削減 10%

【主な施策】

施策	主な内容
教職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none">・市独自の教職員研修（法定研修等）の充実・教員の I C T活用能力の向上（教員の研修・支援体制の充実， I C T活用能力調査の実施）・英語指導力の強化（小学校教員及び英語指導助手（A E T）に対するティーム・ティーチング指導法研修等の充実）・教育会（研修事業部）との連携
研究事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・調査研究事業の推進（研究指定校，学力向上調査研究事業）・教育会（研究事業部，広報事業部）との連携（読解力向上事業等）
指導，助言の充実	<ul style="list-style-type: none">・訪問指導（計画訪問，学校支援訪問，要請訪問，随時訪問等）による授業力向上や生徒指導への支援・学校事故への迅速な対応
教職員の働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none">・職場環境の充実（校務支援システムの活用，学校弁護士相談事業，インターネットバンキングの活用等）・教職員の意識改革の促進（勤務時間の管理徹底，働き方に関する研修の開催，学校閉庁日の実施）

基本的方向 2 一人一人の確かな学びと夢を実現する水戸スタイルの教育の推進

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもの「生きる力」をより一層育むため、創意工夫を凝らした特色ある教育活動の展開や本市の教育資源を活用した学習等を通して、学びの基礎や確かな学力を身につけるとともに、豊かな感性や思いやりの心の育成に努める。

また、教育DX^{※3}を推進し、教育環境を取り巻く変化に柔軟に対応しながら、子ども一人一人の良さや可能性を伸ばすことにより、次の時代をリードし、水戸の明るい未来を創造していける人材、国内外で活躍できる人材の育成に努める。

基本目標 4 確かな学びと学習意欲を高める教育【チャレンジプランの推進】

子どもの「生きる力」の育成を目指し、確かな学力の定着や自ら学ぼうとする意欲を育成する「チャレンジプラン」を推進し、基本的生活習慣の確立や個に応じた学習指導の充実を図る。

1 学びの基礎や確かな学力の定着

子どもが主体的に学習に取り組む態度を養い、基礎的・基本的な知識・技能を習得できるよう努めるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等のバランスのとれた育成に努める。

また、家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に努める。

【目標指標】

全国学力・学習状況調査の各教科における平均正答率（対全国平均）

（小6）+0.5ポイント以上、（中3）+0.5ポイント以上

【主な施策】

施策	主な内容
確かな学力の定着	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的生活習慣の確立（「規律と協働を高める八策」の推進）・ 個に応じた学習指導の充実（学力向上サポーターによる指導等）・ 学びの診断の実施とAIドリルによる課題の克服・ 新 教育データを活用したきめ細かな学習指導・支援（教育ダッシュボードによるデータの可視化等）
自ら学ぼうとする意欲の育成	<ul style="list-style-type: none">・ 数学・学習相談「SPOT in MITO」の実施・ 大学との連携事業「つながる学び みと☆Future College」による授業の充実

※3 教育Digital Transformation。デジタル技術を活用し、学校教育をよりよいものに変革すること。

基本目標5 世界で活躍できる資質を磨く教育【グローバルプランの推進】

英会話力や情報活用能力の向上を図るとともに、防災リーダーなど次世代リーダーを育成する「グローバルプラン」を推進し、新しい時代を切り拓き、一人一人の夢の実現に向かって世界で活躍できる資質・能力を育成する。

1 社会変化に対応した教育の推進

子どもが「Society5.0時代」や「ポストコロナ」をはじめとするこれからの時代を生き抜いていけるよう、ICT教育、国際理解教育の推進とともに、次世代リーダーの育成など、グローバル社会で活躍できる力の育成に努める。

【目標指標】

英検3級相当以上の生徒の割合（中3卒業時） 65%

【主な施策】

施策	主な内容
英会話力の向上	・実践的なコミュニケーション能力の育成（オール・イン・イングリッシュによる英会話授業や夏季休業期間におけるAETとの英会話活動プログラム等）
情報を活用できる能力の育成	・1人1台端末等を活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実（デジタル教材の活用、外部講師との交流授業の実施等） ・情報モラル・セキュリティに関する指導の充実 ・ 新 教科等を横断した実生活における課題解決に向けた探究的な学び（STEAM教育 ^{※4} ）の実践
次世代リーダーの育成	・市内高等学校等と連携した次世代エキスパート育成事業の充実 ・防災リーダー育成事業の実施

※4 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育（Science：科学，Technology：技術，Engineering：工学，Arts：芸術文化，生活，経済，法律，政治，倫理等，Mathematics：数学）

基本目標6 郷土を愛し、豊かな感性を磨く教育【キャリアプランの推進】

郷土への理解と関心を深める教育や水戸芸術館を活用して豊かな感性を育む教育を充実するとともに、さまざまな体験学習を通して協調性や自律性を育む「キャリアプラン」を推進し、社会に貢献しようとする態度や困難を乗り越える強い精神力を育成する。

1 郷土を愛する心を育てる教育の充実

水戸の自然や歴史、文化、産業などについて理解を深めるとともに、地域に伝わる文化や伝統芸能の継承活動、副読本を活用した郷土教育などを通して、ふるさと水戸を愛する心の育成に努める。

また、おもてなしボランティア等の活動を通して、もてなしの心や社会に尽くす態度の育成に努める。

【目標指標】

日本遺産に関する学習の実施 全校（48校）

【主な施策】

施策	主な内容
郷土への理解を深める教育の充実	・「水戸まごころタイム」における水戸教学の推進 ・社会科副読本を活用した日本遺産の学習
もてなしの心を育む教育の推進	・おもてなしボランティア活動の推進（チーム魁、魁二の丸隊、子ども梅大使の活動、水戸黄門漫遊マラソン）

2 豊かな感性の育成

水戸芸術館等との連携による芸術教育、自然体験活動等を通して、心豊かでたくましい子どもの育成に努める。

また、企業等との連携による職場見学や職場体験活動等を通して、学ぶことや働くこと、生きることを実感させ、将来について考えるキャリア教育等の充実に努める。

【目標指標】

芸術鑑賞会の開催（年間） 3回

【主な施策】

施策	主な内容
世界に誇る水戸芸術館等と連携した芸術教育の充実	・芸術鑑賞会の開催（演劇・音楽部門） ・「中学校合唱の祭典」の開催（音楽部門） ・水戸芸術館による学校訪問アートプログラムへの参加（美術部門）

体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業、商工会議所等との連携による職場見学、職場体験の実施 ・船中泊を伴う自然教室の実施
---------	---

基本目標7 いのちや人権を大切にせる教育【ふれあいプランの推進】

いじめの未然防止や解決に向けて取り組む「ふれあいプラン」を推進し、いのちや人権を尊重する態度やいじめを許さない気運を醸成するとともに、規範意識や思いやりの心を育成する。

1 いじめ解決に向けた取組の推進

いじめの未然防止及び早期発見に向け、小さいいじめも見逃さない学校づくりに努めるとともに、悩みを抱える子どもが安心して相談しやすい環境を整え、いじめ問題に組織的に取り組み、迅速で的確な対応を行うなど、いじめの早期解消を図る。

また、人権教育を通して、子ども一人一人がその発達段階に応じ、人権課題の正しい理解や確かな人権感覚を養うとともに、あらゆる偏見や差別をなくし、互いの大切さを認め合う心の育成に努める。

【目標指標】

いじめ解消率（次年度フォローアップ値） 100%

【主な施策】

施策	主な内容
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動の実施 ・いじめ解決フォーラム、ワークショップの実施 ・SNSによるいじめに関する講演会の実施
いじめの早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みを相談しやすい環境づくり（いじめ相談ダイヤルの設置、1人1台端末のアンケート機能を活用した校内オンライン相談窓口の開設） ・いじめの実態調査
学校における人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人権課題に関する教育、啓発活動の充実

基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

青少年・若者の成長と自立を社会全体で支え、見守り、育てるとともに、市民一人一人が生涯を通じて自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会、場所において学習することができ、その成果を地域に生かすことができるよう努める。

また、歴史的資源を生かした歴史まちづくりを市民との協働で進め、郷土に対する誇りと愛着を深めるとともに、歴史と伝統を基底に、国内外で活躍できる人材の育成に努める。

基本目標8 社会に参画する若者づくり

地域と一体となって、若者の健やかな成長を促し、豊かな人間性や社会性を備え、さまざまな地域活動へ積極的に参画し、社会で躍動する自信あふれる若者を育成する。

1 青少年・若者の健全育成

豊かな人間性や社会性を備えた青少年・若者を育むため、家庭、地域、学校、行政が連携を図りながら、青少年・若者が主体的に活動できる仕組みづくりを進めるとともに、ボランティア活動をはじめ、多様な体験活動の機会を創出する。

また、関係機関・団体と連携し、街頭補導活動や社会環境健全化活動を推進するとともに、電話、来所等による相談活動を通して、青少年の問題行動の早期発見や非行防止に努める。

少年自然の家においては、現代的な教育課題に対応した体験活動の実施や地域の特性を生かしたプログラムの開発をはじめ、移動天文車を活用した天体観測等の体験活動を展開するなど、自然体験活動の拠点としての機能充実に努める。

【目標指標】

少年自然の家利用者（年間） 24,000人

【主な施策】

施策	主な内容
青少年・若者の健全育成のための事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・青少年・若者の自主的な社会参加活動の促進（高校生社会参加促進事業、青少年育成団体との協働事業等）・子ども会の活性化に向けた方策の推進・少年自然の家における自然体験活動の充実・青少年の育成に関する講演会の開催
問題行動の早期発見と非行防止	<ul style="list-style-type: none">・青少年相談員による街頭補導・電話、来所等による青少年相談

基本目標9 社会や地域のために自ら活動する人づくり

市民一人一人があらゆる場所、機会において、自ら学び、その成果を地域に生かす環境づくりを進め、変化に対応して新たな価値を創造し、地域社会を牽引する人材を育成する。

1 学習機会の充実

市民が自ら学び、豊かな心を養うことができるよう、市民ニーズや社会の要請に応じた多様な学習機会、学習情報の提供に努める。

さらに、学習によって得られた成果をまちづくりや人づくりに生かしていくための環境づくりに努める。

図書館においては、図書や資料の収集等をはじめ、学校図書館と連携し、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるなど、市民の自主的な学習活動の支援に努める。

人権教育においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく基本計画を踏まえ、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消と人権に関わる問題の解決に努める。

【目標指標】

生涯学習サポーター等による現代的課題や地域が抱える課題解決のための講座開催(年間)
10 講座

【主な施策】

施策	主な内容
学習環境の充実	・現代的課題や地域が抱える課題解決のための学習機会の提供 ・みと好文カレッジ、市民センターにおける「みと弘道館大学」の充実
みと好文カレッジ事業の充実	・生涯学習サポーターをはじめとする生涯学習推進のための人材の活用 ・生涯学習活動への参加促進
人権教育の充実	・部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題に関する教育、啓発活動の充実
図書館事業の充実	・レファレンスサービスの充実 ・学校図書館支援事業の推進 ・子どもの読書活動の推進 ・市民との協働による図書館活動の推進 ・地域の特性を生かした図書館づくりの推進 ・ 新 図書館基本計画（第4次）の策定

基本目標 10 歴史を学び未来へ受け継ぐ人づくり

市民との協働により、風格ある歴史まちづくりを進め、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴史や文化、芸術に親しみ、国際社会で活躍できる人材を育成する。

1 歴史的資源の保全と活用

水戸の貴重な財産である歴史的資源を大切に守り、次代へ継承するとともに、水戸ならではの風格ある歴史まちづくりを進め、まちの魅力として高めていくため、文化財の適切な保護、保存、活用に努める。

また、近世日本の重要な教育遺産であり、日本遺産の構成文化財である弘道館と偕楽園の世界遺産登録に向け、関係自治体との推進協議会を通じた広域連携による取組を進めるとともに、学校教育の場での活用や市民との協働による取組の推進に努める。

博物館においては、郷土水戸に関わりのある自然、歴史、民俗、美術等の資料を収集・保管するとともに、展覧会の開催等を通して、郷土の歴史や文化、自然にふれることのできる機会を提供するなど、地域、学校との連携のもと、市民が楽しむことのできる教育普及事業の充実に努める。

【目標指標】

市指定文化財指定及び市地域文化財認定（年間） 3件

【主な施策】

施策	主な内容
文化財の保護、保存、活用	<ul style="list-style-type: none">・水戸市文化財保存活用地域計画の策定・市指定文化財の指定及び市地域文化財の認定・水戸城歴史的建造物の活用・ヒカリモの検証・活用事業の推進・史跡等整備活用事業の推進（台渡里官衙遺跡群）・埋蔵文化財発掘調査事業及び公開活用事業の推進・民俗芸能伝承団体への支援
世界遺産登録・日本遺産周知に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none">・広域連携による世界遺産登録推進活動と市民との協働による取組の推進・日本遺産ブランド力向上事業（牛久市、笠間市と連携した茨城県日本遺産3市連携事業の開催等）
博物館事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・特別展等の開催（夏休み子どもミュージアム、秋季・冬季特別展）・博物館資料「石河明善日記」刊行事業の推進・小・中学校との連携事業の推進（体験講座、出前講座、職場体験等）

議案第9号

水戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

水戸市教育委員会事務局組織規則（昭和61年水戸市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「部、課及び室に、」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

第12条 必要に応じ、参事補を置く。

2 参事補は、上司の命を受け、調整、指導助言その他特に指定された事項に関する事務を処理する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部教育企画課

現行	改正（案）
<p>（職員）</p> <p>第8条から第10条まで （略）</p> <p>第11条 部，課及び室に，必要に応じ，参事，技監，副参事及び技正を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（補則）</p> <p>第12条 （略）</p>	<p>（職員）</p> <p>第8条から第10条まで （略）</p> <p>第11条 必要に応じ，参事，技監，副参事及び技正を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>第12条 必要に応じ，参事補を置く。</p> <p>2 参事補は，上司の命を受け，調整，指導助言その他特に指定された事項に関する事務を処理する。</p> <p>（補則）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>付 則</p> <p>この規則は，令和6年4月1日から施行する。</p>

議案第10号

水戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

水戸市教育委員会事務決裁規程（昭和52年水戸市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3「適応指導教室」を「教育支援センター」に、「教育支援に」を「教育支援委員会に」に改め、

「

(5) 教育支援委員会の会議の庶務		○	
-------------------	--	---	--

」を削り、

「(6) 青少年相談」を「(5) 青少年相談」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部教育企画課

現行	改正（案）														
別表第3（第3条関係）	別表第3（第3条関係）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 440 855 496" rowspan="2">総合教育研究所に係る事項</th> <th colspan="3" data-bbox="855 440 1066 496">専決者</th> </tr> <tr> <th data-bbox="855 496 934 539">部長</th> <th data-bbox="934 496 1012 539">所長</th> <th data-bbox="1012 496 1066 539">課長</th> </tr> </thead> </table>	総合教育研究所に係る事項	専決者			部長	所長	課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 440 1751 496" rowspan="2">総合教育研究所に係る事項</th> <th colspan="3" data-bbox="1751 440 1957 496">専決者</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1751 496 1830 539">部長</th> <th data-bbox="1830 496 1908 539">所長</th> <th data-bbox="1908 496 1957 539">課長</th> </tr> </thead> </table>	総合教育研究所に係る事項	専決者			部長	所長	課長
総合教育研究所に係る事項		専決者													
	部長	所長	課長												
総合教育研究所に係る事項	専決者														
	部長	所長	課長												
(略)	(略)														
8 支援相談に関する事項	8 支援相談に関する事項														
(1) (略)	(1) (略)														
(2) 適応指導教室に関する事務処理	(2) 教育支援センターに関する事務処理														
(3) (略)	(3) (略)														
(4) 教育支援に関する事務処理	(4) 教育支援委員会に関する事務処理														
(5) 教育支援委員会の会議の庶務	(削除)														
(6) 青少年相談に関する事務処理	(5) 青少年相談に関する事務処理														
	<p>付 則</p> <p>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>														

議案第11号

水戸市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

水戸市教育委員会職員の職名に関する規則（平成3年水戸市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

	副館長	副館長							
--	-----	-----	--	--	--	--	--	--	--

」を

「

	副館長 参事補	副館長 参事補							
--	------------	------------	--	--	--	--	--	--	--

」に

改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部教育企画課

現 行					改正（案）						
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）						
区分	職名				備考	区分	職名				備考
	事務職員	技術職員	指導主事	教育職員			事務職員	技術職員	指導主事	教育職員	
補職名	(略)	(略)	(略)	(略)		補職名	(略)	(略)	(略)	(略)	
	副館長	副館長					副館長	副館長			
	(略)	(略)					参事補	参事補			
							(略)	(略)			
					<p>付 則</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>						

議案第12号

水戸市教育委員会職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程

水戸市教育委員会職員の人事評価に関する規程(令和3年水戸市教育委員会規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表副参事，技正及び課長補佐の項中「及び課長補佐」を「，課長補佐及び参事補」に改める。

付 則

この規程は，令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育部教育企画課

現 行	改正（案）																								
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 443 1059 616"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>評価者</th> <th>調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>副参事，技正及び課長補佐</td> <td>課長</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	評価者	調整者	（略）	（略）	（略）	副参事，技正及び課長補佐	課長	教育部長	（略）	（略）	（略）	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 443 1993 616"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>評価者</th> <th>調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>副参事，技正，課長補佐及び参事補</td> <td>課長</td> <td>教育部長</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1211 715 1305 746">付 則</p> <p data-bbox="1162 762 1733 794">この規程は，令和6年4月1日から施行する。</p>	被評価者	評価者	調整者	（略）	（略）	（略）	副参事，技正，課長補佐及び参事補	課長	教育部長	（略）	（略）	（略）
被評価者	評価者	調整者																							
（略）	（略）	（略）																							
副参事，技正及び課長補佐	課長	教育部長																							
（略）	（略）	（略）																							
被評価者	評価者	調整者																							
（略）	（略）	（略）																							
副参事，技正，課長補佐及び参事補	課長	教育部長																							
（略）	（略）	（略）																							

議案第 13 号

水戸市立学校財務規程の一部を改正する規程

水戸市立学校財務規程（平成 12 年水戸市教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「備品原簿」を「物品一覧」に改め、同条第 3 項中「備品票」を「備品ラベル」に改める。

様式第 6 号から様式第 9 号までを次のように改める。

様式第8号(第7条関係)

年度 薬 品 受 払 簿

水戸市立 学校(園)

薬品名		保 管 場 所	
種 類	<input type="checkbox"/> 毒物 <input type="checkbox"/> 劇物 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 危険物	保 管 上 の 注 意	

年月日	摘要 (使用・購入・ 廃棄・点検)	使用量 (g)	各薬品の残量内訳 (容器込み) g						確認印 (サイン可)		備 考
			①	②	③	④	⑤	保有数	使用者	責任者	

※定期的に残量の点検を行い、責任者の確認を受けること。

様式第9号(第7条関係)

水戸市	
分類	
品名	
規格	
取得日	

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(水戸市立学校処務規程等の一部改正)
- 2 次の各号に掲げる規程の規定中「備品原簿」を「物品一覧」に改める。
 - (1) 水戸市立学校処務規程（昭和35年水戸市教育委員会訓令第2号）別表
 - (2) 水戸市教育委員会事務決裁規程（昭和52年水戸市教育委員会規程第2号）別表第2学校施設課の部
 - (3) 水戸市立幼稚園処務規程（令和3年水戸市教育委員会規程第3号）別表
 - (4) 水戸市教育委員会の権限に属する水戸市立幼稚園及び幼稚園型認定こども園に係る補助執行事務決裁規程（令和4年水戸市教育委員会規程第3号）別表第1項の表

令和6年3月22日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

改正前	改正後																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<p style="text-align: center;">○水戸市立学校財務規程 (物品の管理)</p> <p>第7条 校長等は、次の各号に掲げる物品について、当該各号に定める帳簿を備えて出納を記録し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) 校用備品及び給食用備品 備品原簿(様式第6号)</p> <p>(2) 教材用品(薬品類を除く。) 教材台帳(様式第7号)</p> <p>(3) 教材用薬品類 薬品受払簿(様式第8号)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 物品取扱員は、その所管に属する備品に備品票(様式第9号)を付けなければならない。ただし、その性質、形状等により備品票を付けることができないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>様式第6号(第7条関係)</p> <p>様式第6号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">備 品 原 簿</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:15%;">種 別</td> <td style="width:45%;"></td> <td style="width:15%;">名 称</td> <td style="width:25%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年月日</th> <th rowspan="2">単位の称</th> <th rowspan="2">単 価</th> <th rowspan="2">受入数量</th> <th rowspan="2">払出数量</th> <th rowspan="2">現在数量</th> <th colspan="2">認 印</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>物 品 取 扱 員</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	種 別		名 称		年月日	単位の称	単 価	受入数量	払出数量	現在数量	認 印		摘 要	物 品 取 扱 員	係																																																																									<p style="text-align: center;">○水戸市立学校財務規程 (物品の管理)</p> <p>第7条 校長等は、次の各号に掲げる物品について、当該各号に定める帳簿を備えて出納を記録し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) 校用備品及び給食用備品 物品一覧(様式第6号)</p> <p>(2) 教材用品(薬品類を除く。) 教材台帳(様式第7号)</p> <p>(3) 教材用薬品類 薬品受払簿(様式第8号)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 物品取扱員は、その所管に属する備品に備品ラベル(様式第9号)を付けなければならない。ただし、その性質、形状等により備品票を付けることができないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>様式第6号(第7条関係)</p> <p>様式第6号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">物 品 一 覧</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>固有番号</th> <th>大分類 中分類 小分類</th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>設置場所</th> <th>金額(円) 単位</th> <th>処理 区分</th> <th>取得日 異動日 処分日</th> <th>購入先等 ・氏名</th> <th>購入先等 ・住所</th> <th>備考 (所管課)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	固有番号	大分類 中分類 小分類	品名	規格	設置場所	金額(円) 単位	処理 区分	取得日 異動日 処分日	購入先等 ・氏名	購入先等 ・住所	備考 (所管課)	摘要																																																																																																																																																																																				
種 別		名 称																																																																																																																																																																																																																																																																																						
年月日	単位の称	単 価	受入数量	払出数量	現在数量	認 印		摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																
						物 品 取 扱 員	係																																																																																																																																																																																																																																																																																	
固有番号	大分類 中分類 小分類	品名	規格	設置場所	金額(円) 単位	処理 区分	取得日 異動日 処分日	購入先等 ・氏名	購入先等 ・住所	備考 (所管課)	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																													

様式第8号 (第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

薬品受払簿 水戸市立 学校(園)

薬品名	化学式		保管場所
科学的特性	区分	医薬用外劇物・医薬用外毒物・引火性物質・発火性物質・強酸性物質・強アルカリ性物質・普通物・その他()	
		混合危険物名	

年月日	風袋 受入重量	およそ 使用重量	風袋 残在重量	確認印(サイン可)		備考 ※未開封・開封薬品の個数、 希釈の有無 廃棄状況等
				使用者	責任者	

()

様式第9号 (第7条関係)

様式第9号(第7条関係)

学 校 (園) 名	
種 別	
品 名	
番 号	
購 入 年 月 日	

様式第8号 (第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

年度 薬品受払簿 水戸市立 学校(園)

薬品名	保管場所
種類	保管上の注意
<input type="checkbox"/> 毒物 <input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 劇物 <input type="checkbox"/> 危険物

年月日	摘要 (使用・購入・ 廃棄・点検)	使用量 (g)	各薬品の残量内訳(容器込み) g					保有数	確認印(サイン可)		備考
			①	②	③	④	⑤		使用者	責任者	

※定期的に残量の点検を行い、責任者の確認を受けること。

様式第9号 (第7条関係)

様式第9号(第7条関係)

水戸市	
分類	
品名	
規格	
取得日	

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(水戸市立学校処務規程等の一部改正)
- 2 次の各号に掲げる規程の規定中「備品原簿」を「物品一覧」に改める。
 - (1) 水戸市立学校処務規程（昭和35年水戸市教育委員会訓令第2号）別表
 - (2) 水戸市教育委員会事務決裁規程（昭和52年水戸市教育委員会規程第2号）別表第2 学校施設課の部
 - (3) 水戸市立幼稚園処務規程（令和3年水戸市教育委員会規程第3号）別表
 - (4) 水戸市教育委員会の権限に属する水戸市立幼稚園及び幼稚園型認定こども園に係る補助執行事務決裁規程（令和4年水戸市教育委員会規程第3号）別表第1項の表

水戸市立学校財務規程の一部改正について

1 改正目的

学校の事務の効率化や適正な管理を行うため、学校で使用している備品原簿及び備品票、教材台帳、薬品受払簿の様式を改正

2 主な改正内容

(1) 備品原簿及び備品票を市の財務システムから出力する「物品一覧」及び「備品ラベル」の様式へ改正

備品原簿（様式第6号）及び備品票（様式第9号）については、学校の市費管理システムに入力したうえで紙に出力し管理を行ってきたが、入力漏れや、備品票の貼付け漏れなど、これまでも学校の定期監査において指摘を受けることがあった。

一方、市内の備品については、財務システムにおいて、購入や、所管替え、廃棄等の処理を行うと、自動的にデータが反映され、備品一覧及び備品ラベルが出力できるようになっており、学校の備品についても、財務システムで管理できるよう、令和4年度から学校の備品原簿のデータを、財務システムに入力・統合する作業を行ってきた。令和5年度には、重複等データの整理を行い、それらの作業が完了したため、学校の備品台帳及び備品ラベルの様式を、市の財務システムから出力する様式へ改正する。

(2) 備品原簿（教材）を市費管理システムから出力する様式へ改正

備品台帳（教材）（様式第7号）については、今後も市費管理システムで管理を行うが、市内で共有して使用している市費管理システムから出力される様式に一元化することで、より簡易に入力や管理ができるよう様式を改正する。

(3) 薬品受払簿を実態に即したより使いやすい様式へ改正

薬品受払簿（様式第8号）についても、同一の薬品について複数個容器がある薬品でも記録しやすく、かつ学校で実施している定期的な残量の点検の記録がしやすい様式へ改正する。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第14号

水戸市総合教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則

水戸市総合教育研究所条例施行規則（昭和53年水戸市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条支援相談係の項第2号中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 教育支援委員会に関すること。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

新旧対照表

教育委員会総合教育研究所教育研究課

現行	改正（案）
<p>（事務分掌）</p> <p>第3条 教育研究課の係の事務分掌は、次の通りとする。</p> <p>管理係から研究研修係まで （略）</p> <p>支援相談係</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）適応指導教室に関すること。</p> <p>（3）教育支援に関すること。</p> <p>（4）特別支援教育に関すること。</p> <p>（新設）</p> <p>（5）（略）</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第3条 教育研究課の係の事務分掌は、次の通りとする。</p> <p>管理係から研究研修係まで （略）</p> <p>支援相談係</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）教育支援センターに関すること。</p> <p>（削除）</p> <p>（3）特別支援教育に関すること。</p> <p>（4）教育支援委員会に関すること。</p> <p>（5）（略）</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>